

III 年金管理課

年金管理課は、日本年金機構に対する各種認可に関する業務（滞納処分等、徴収・収納職員、厚生年金保険料等の納付の猶予、立入検査等）、社会保険労務士に関する業務（社会保険諸法令に関するもの）、年金委員の委嘱・解嘱及び大臣表彰に関する業務、市町村に交付する国民年金等事務費交付金に係る審査業務、学生納付特例事務法人の指定等に関する業務、保険料納付確認団体の指定等に関する業務を担当しています。

1 日本年金機構が行う滞納処分等の認可

(1) 概要

日本年金機構が滞納処分や財産調査を行う場合は、厚生年金保険法等により、事前に厚生労働大臣の認可を受けなければならないと定められています（認可の権限は、厚生労働省令により地方厚生局長に委任）。

このため東北厚生局では、日本年金機構本部または各年金事務所から提出される滞納処分等の認可申請について、認可処理要領（平成 26 年 6 月 16 日付け厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知「日本年金機構が行う滞納処分等の認可処理要領の改正について」）に基づき、内容を審査し認可を実施しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 100 条の 6 第 1 項、第 100 条の 9 第 1 項
- ② 健康保険法第 204 条の 3 第 1 項、第 205 条第 1 項
- ③ 国民年金法第 109 条の 6 第 1 項、第 109 条の 9 第 1 項
- ④ 船員保険法第 153 条の 3 第 1 項、第 153 条の 7 第 1 項
- ⑤ 子ども・子育て支援法施行令第 30 条第 1 項
- ⑥ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 32 条の 3 第 1 項、第 32 条の 6 第 1 項
- ⑦ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 18 条第 1 項、第 20 条第 1 項

(3) 実績

平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までの認可申請状況（「日本年金機構が行う滞納処分等の認可」は参考資料 1（1）参照）

| 区分 | 申請件数（注2） | 認可件数（注2） |
|------------|-----------|-----------|
| 厚生年金保険（注1） | 106,057 件 | 106,057 件 |
| 国民年金 | 3,189 件 | 3,189 件 |
| 計 | 109,246 件 | 109,246 件 |

（注1）厚生年金保険は船員保険及び基金分を含む。

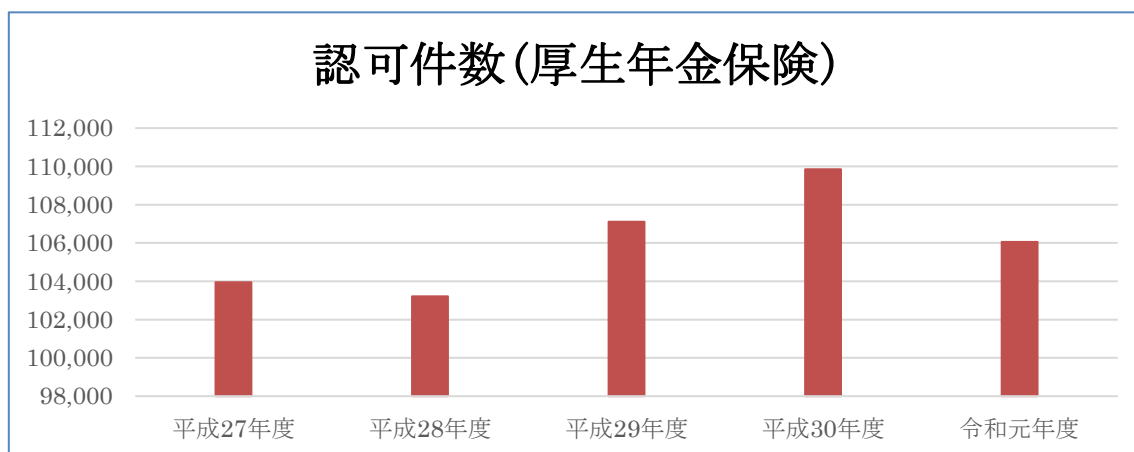
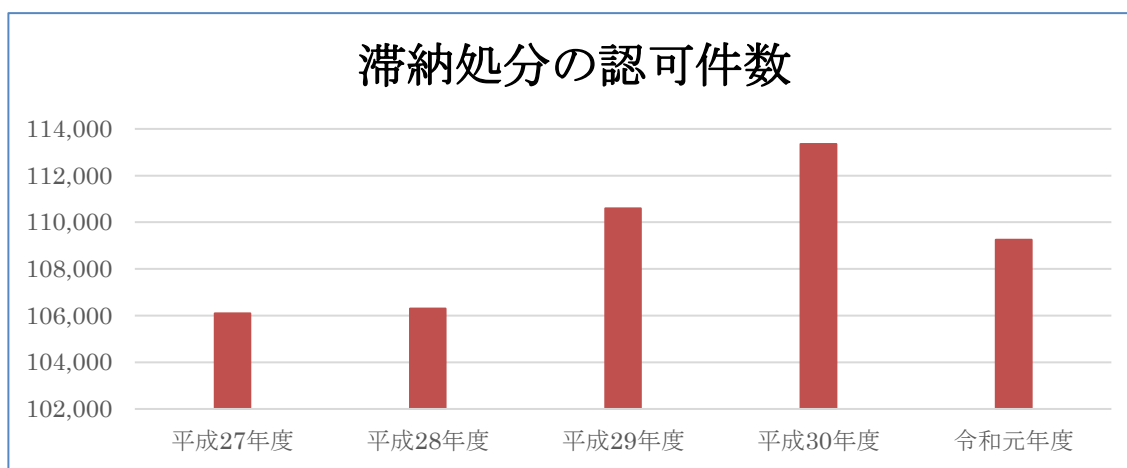
（注2）申請件数及び認可件数は、厚生年金保険については事業所数、国民年金については被保険者数を記載。

平成 27 年度から令和元年度までの認可状況

| 区 分 | 厚生年金保険 (注 1) | | 国 民 年 金 | |
|----------|--------------|------------|------------|------------|
| | 申請件数 (注 2) | 認可件数 (注 2) | 申請件数 (注 2) | 認可件数 (注 2) |
| 平成 27 年度 | 103,957 件 | 103,957 件 | 2,135 件 | 2,135 件 |
| 平成 28 年度 | 103,210 件 | 103,210 件 | 3,097 件 | 3,097 件 |
| 平成 29 年度 | 107,109 件 | 107,109 件 | 3,487 件 | 3,487 件 |
| 平成 30 年度 | 109,851 件 | 109,851 件 | 3,506 件 | 3,506 件 |
| 令和元年度 | 106,057 件 | 106,057 件 | 3,189 件 | 3,189 件 |

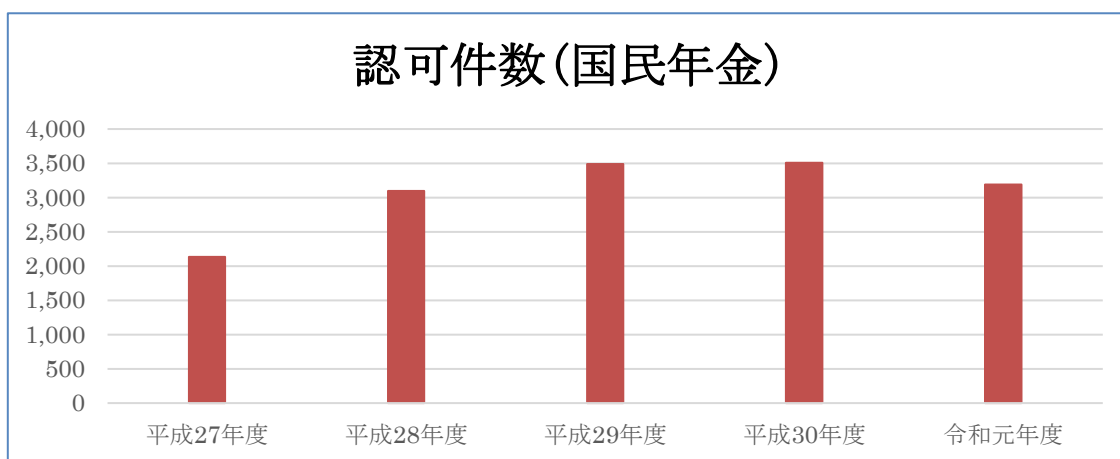
(注 1) 厚生年金保険は船員保険及び基金分を含む。

(注 2) 申請件数及び認可件数は、厚生年金保険については事業所数、国民年金については被保険者数を記載。



(注) 厚生年金保険は船員保険を含む。

(注) 認可件数については事業所数を記載。



(注) 国民年金については被保険者数を記載。

2 日本年金機構が行った滞納処分等の実施結果報告

(1) 概要

日本年金機構が滞納処分等を実施した場合は、地方厚生局に対し、その実施結果を報告しなければならないと定められています。このため、東北厚生局では日本年金機構本部から滞納処分等の実施結果を実施月の翌月末までに報告を受け、滞納処分等を執行した事案は認可を受けたものか、認可前の滞納処分等を実施していないか等を確認しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 100 条の 6 第 3 項
- ② 国民年金保険法第 109 条の 6 第 3 項
- ③ 健康保険法第 204 条の 3
- ④ 船員保険法第 153 条の 3 第 3 項
- ⑤ 厚生年金保険法施行規則第 106 条
- ⑥ 国民年金法施行規則第 111 条
- ⑦ 健康保険法施行規則第 158 条の 15
- ⑧ 船員保険法施行規則第 203 条

(3) 実績

滞納処分等の実施結果（「日本年金機構が行った滞納処分等の実施結果報告」は参考資料 1 (2) 参照）

平成 31 年 4 月から令和元年 12 月までの報告件数

| 区 分 | 実施件数 (注 2) |
|--------------|------------|
| 厚生年金保険 (注 1) | 6,867件 |
| 国民年金 | 1,860件 |
| 計 | 8,727件 |

(注 1) 厚生年金保険は船員保険を含む。

(注 2) 実施件数は、厚生年金保険については事業所数、国民年金については被保険者数を記載。

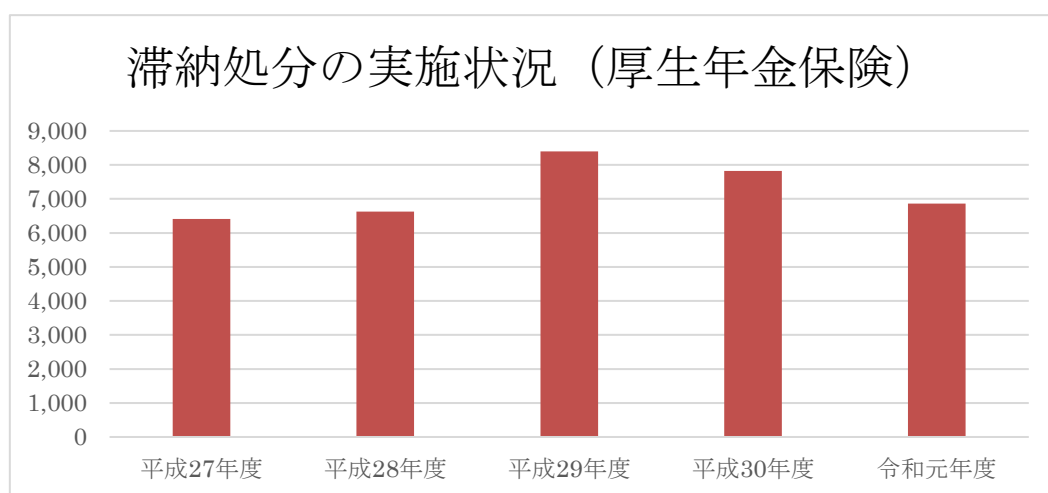
平成 27 年度実施分から令和元年度実施分までの実施状況

| 報告分 | 実施件数 (注 2) | |
|-------------|--------------|---------|
| | 厚生年金保険 (注 1) | 国民年金 |
| 平成 27 年度 | 6,412 件 | 958 件 |
| 平成 28 年度 | 6,630 件 | 1,988 件 |
| 平成 29 年度 | 8,402 件 | 2,758 件 |
| 平成 30 年度 | 7,819 件 | 2,773 件 |
| 令和元年度 (注 3) | 6,867 件 | 1,860 件 |

(注 1) 厚生年金保険は船員保険を含む。

(注 2) 実施件数は、厚生年金保険については事業所数、国民年金については被保険者数を記載。

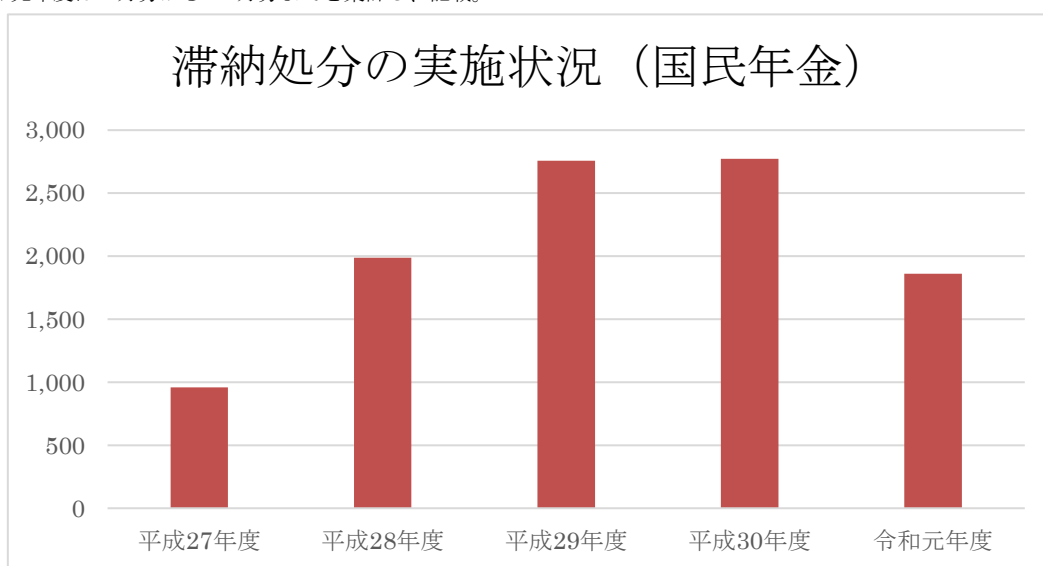
(注 3) 令和元年度は 4 月分から 12 月分までを集計し、記載。



(注) 厚生年金保険は船員保険を含む。

(注) 認可件数については事業所数を記載。

(注) 令和元年度は 4 月分から 12 月分までを集計し、記載。



(注) 国民年金については被保険者数を記載。

(注) 令和元年度は 4 月分から 12 月分までを集計し、記載。

3 日本年金機構が行う立入検査等の実施及び受給権者等調査に係る認可

(1) 概要

日本年金機構が事業所等に対して立入検査等を行うにあたっては、事前に厚生労働大臣の認可を受けなければならないと定められています（認可の権限は、厚生労働省令により地方厚生局長に委任）。

このため東北厚生局では、日本年金機構東北地域部から提出される厚生年金保険の未適用事業所及び適用事業所に対する立入検査等の実施の認可申請について、認可処理要領（平成 26 年 2 月 14 日付厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知「日本年金機構が行う立入検査等の認可処理要領の改正について」）に基づき内容を審査し、認可業務を実施しています。

また、受給権者や被保険者に関する調査を日本年金機構の職員が行う場合も、立入検査等と同様に事前に厚生労働大臣の認可を受けなければならないと定められています（認可の権限は、厚生労働省令により地方厚生局長に委任）。

このため東北厚生局では日本年金機構東北地域部から提出される、受給権者及び被保険者に関する調査の実施の認可申請について、認可処理要領（平成 22 年 5 月 20 日付厚生労働省年金局長通知「厚生年金保険法及び国民年金法に規定する受給権者及び被保険者に関する調査等の認可事務の取扱いについて」）に基づき内容を審査し、認可業務を実施しています。

(2) 根拠法令

[立入検査等]

- ① 厚生年金保険法第 100 条第 1 項、第 100 条の 8、第 100 条の 9 第 1 項
- ② 健康保険法第 198 条第 1 項、第 204 条の 5、第 205 条第 1 項
- ③ 船員保険法第 146 条第 1 項、第 153 条の 5、第 153 条の 7 第 1 項

[受給権者等]

- ① 厚生年金保険法第 96 条第 1 項、第 97 条第 1 項
- ② 国民年金法第 106 条第 1 項、第 107 条第 1 項、第 107 条第 2 項
- ③ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 28 条第 1 項、第 28 条第 2 項

(3) 実績

平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までの認可申請状況（「日本年金機構が行う立入検査等の実施に係る認可」は参考資料 1（3）参照）

| 申請事由 | 申請件数 | 認可件数 |
|--------------|----------|----------|
| 立入検査等 | 36,154 件 | 36,154 件 |
| 受給権者等に関する調査等 | 0 件 | 0 件 |
| 計 | 36,154 件 | 36,154 件 |

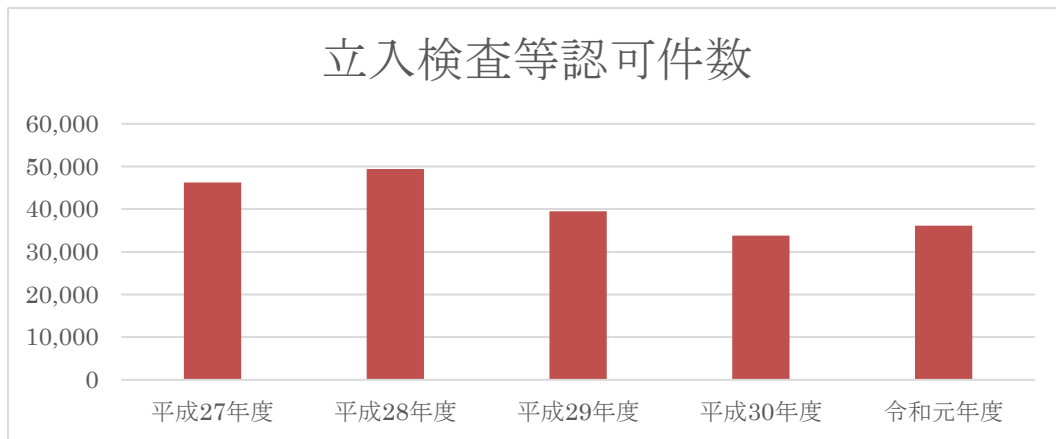
（注）申請件数及び認可件数は、立入検査等については事業所数、受給権者等に関する調査等については受給権者数及び被保険者数を記載。

平成 27 年度から令和元年度までの認可状況

| 区分 | 立入検査等 | | 受給権者等に関する調査等 | |
|----------|----------|----------|--------------|------|
| | 申請件数 | 認可件数 | 申請件数 | 認可件数 |
| 平成 27 年度 | 46,201 件 | 46,201 件 | 18 件 | 18 件 |

| | | | | |
|----------|----------|----------|------|------|
| 平成 28 年度 | 49,370 件 | 49,370 件 | 12 件 | 12 件 |
| 平成 29 年度 | 39,498 件 | 39,498 件 | 2 件 | 2 件 |
| 平成 30 年度 | 33,837 件 | 33,837 件 | 1 件 | 1 件 |
| 令和元年度 | 36,154 件 | 36,154 件 | 0 件 | 0 件 |

(注) 申請件数及び認可件数は、立入検査等については事業所数、受給権者等に関する調査等については受給権者数及び被保険者数を記載



(注) 認可件数は、立入検査等及び受給権者等に関する調査等の合計を記載。

4 日本年金機構が行った立入検査等（受給権者及び被保険者等を含む）に係る調査結果報告

(1) 概要

日本年金機構は認可を受けた立入検査等に係る調査結果について、地方厚生局に対し、報告しなければならないと定められています。このため、東北厚生局では、日本年金機構東北地域部から提出される調査結果報告について、認可有効期限内に立入検査等を実施しているか、認可申請時とは異なる理由で調査を実施していないか等を確認しています。

(2) 根拠規定

[立入検査等]

平成 26 年 2 月 14 日付年管発 0214 第 2 号「日本年金機構が行う立入検査等の認可処理要領の改正について」

[受給権者等]

平成 22 年 5 月 20 日付年発 0520 第 1 号「厚生年金保険法及び国民年金法に規定する受給権者及び被保険者に関する調査等の認可事務の取扱いについて」

(3) 実績

立入検査等（受給権者及び被保険者等を含む）に係る調査結果

（「日本年金機構が行った立入検査等（受給権者及び被保険者等を含む）に係る調査結果報告」は参考資料 1（4）参照）

平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までの報告件数

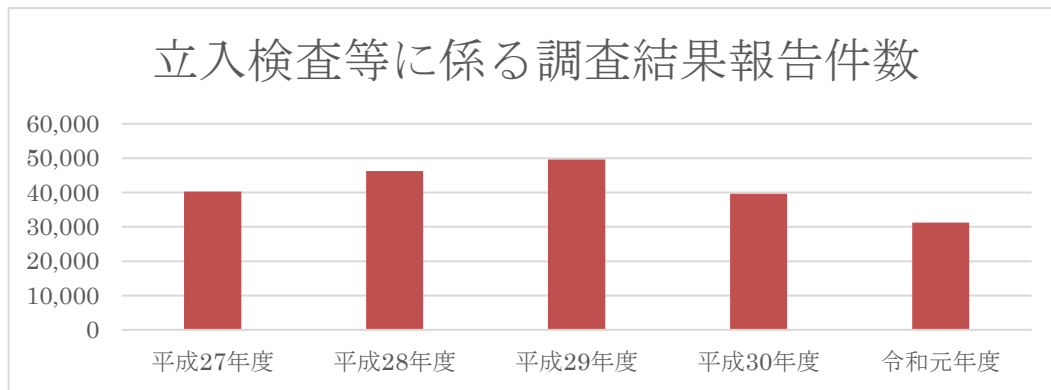
| 認可事由 | 報告件数 |
|--------------|----------|
| 立 入 検 査 等 | 31,241 件 |
| 受給権者等に関する調査等 | 1 件 |
| 計 | 31,242 件 |

(注) 報告件数は、立入検査等については事業所数、受給権者等に関する調査等については受給権者及び被保険者数を記載。

平成 27 年度から令和元年度までの報告件数

| 報告分 | 報告件数 | |
|----------|----------|-------|
| | 立入検査等 | 受給権者等 |
| 平成 27 年度 | 40,300 件 | 18 件 |
| 平成 28 年度 | 46,197 件 | 12 件 |
| 平成 29 年度 | 49,565 件 | 2 件 |
| 平成 30 年度 | 39,641 件 | 2 件 |
| 令和元年度 | 31,241 件 | 1 件 |

(注) 報告件数は、立入検査等については事業所数、受給権者等に関する調査等については受給権者及び被保険者数を記載。



(注) 報告件数は、立入検査等及び受給権者等に関する調査等の合計。

5 厚生年金保険料等の納付の猶予

(1) 概要

厚生年金保険法等において準用する国税通則法第 46 条に定める規定により、保険料の納付が困難な場合には、一定の要件に該当した上で事業主が申請することにより納付を猶予することができます。

国税通則法に定める猶予は次の 3 種類であり、それぞれ 1 年以内の範囲で納付の猶予を許可するものです。

1. 事業主が震災、風水害、落雷、火災、その他これらに類する災害によりその財産につき相当な損失を受けた場合において認められる納付の猶予 (国税通則法第 46 条第 1 項)
2. 事業主が災害もしくは病気にかかり、または事業の廃止等の事実がある場合などにおいて納付すべき保険料を一時に納付できないときに認められる納付の猶予 (国税通則法第 46 条第 2 項)

3. 事業主が届出を遅延した場合において、その一定の保険料を一時に納付することができない理由があるときに認められる納付の猶予（国税通則法第 46 条第 3 項）

納付の猶予申請および許可等の通知は日本年金機構を經由して行われます。東北厚生局では、厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領（平成 27 年 3 月 25 日付厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知「厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領等について」）に基づき内容を審査し許可業務を実施しています。

（2）根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 89 条、第 100 条の 9 第 1 項
- ② 健康保険法第 183 条、第 205 条第 1 項
- ③ 船員保険法第 137 条、第 153 条の 7 第 1 項
- ④ 子ども・子育て支援法第 71 条第 1 項
- ⑤ 国税通則法第 46 条第 1 項・第 2 項・第 3 項

（3）実績

平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月の許可等状況

| 猶予の種類 | 申請件数 | 許可件数 | 不許可件数 | 合計 |
|-------------------|------|------|-------|-----|
| 災害による納付の猶予 | 4 件 | 1 件 | 0 件 | 1 件 |
| 通常の納付の猶予 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 届出が遅延したことによる納付の猶予 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |

(注) 厚生年金保険料等の納付の猶予は、平成 24 年 11 月に厚生労働省年金局より地方厚生（支）局へ移管された業務である。
なお、東北厚生局における平成 24 年 11 月～平成 31 年 3 月の申請件数は合計 29 件で、その内、許可 18 件、不許可 8 件、審査中 3 件となっている。

6 日本年金機構の徴収職員・収納職員の認可

（1）概要

日本年金機構が行う滞納処分等は、日本年金機構の「徴収職員」が行うこととされ、また、収納事務は、日本年金機構の「収納職員」が行うことと定められています。

これら「徴収職員」及び「収納職員」については、日本年金機構理事長が任命することになりますが、その任命に当たっては、厚生労働大臣の認可を受けなければならないと定められています（認可の権限は、厚生労働省令により地方厚生局長に委任）。

このため東北厚生局では、日本年金機構本部から提出される「徴収職員」及び「収納職員」の認可申請について、認可処理要領（平成 24 年 3 月 23 日付厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知「徴収職員・収納職員に係る認可処理要領の改正について」）に基づき内容を審査し認可業務を実施しています。

（2）根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 100 条の 6 第 2 項、第 100 条の 9 第 1 項、第 100 条の 11 第 2 項
- ② 国民年金法第 109 条の 6 第 2 項、第 109 条の 9 第 1 項、第 109 条の 11 第 2 項

- ③ 健康保険法第 204 条の 3 第 2 項、第 204 条の 6 第 2 項、第 205 条第 1 項
- ④ 船員保険法第 153 条の 3 第 2 項、第 153 条の 6 第 2 項、第 153 条の 7 第 1 項
- ⑤ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 32 条の 3 第 2 項、第 32 条の 8 第 2 項、第 32 条の 6 第 1 項
- ⑥ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 18 条第 2 項、第 20 条第 1 項、第 22 条第 2 項
- ⑦ 子ども・子育て支援法施行令第 30 条第 1 項

(3) 実績

平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までの認可状況

| 区 分 | 申請件数 | 認可件数 |
|------------|------|------|
| 徴収職員 (注 1) | 75 件 | 75 件 |
| 収納職員 (注 2) | 66 件 | 66 件 |

(注 1) 徴収職員は、滞納処分を行うことができる者。

(注 2) 収納職員は、収納事務を行うことができる者。

平成 27 年度から令和元年度までの認可状況

| 区 分 | 徴 収 職 員 | | 収 納 職 員 | |
|----------|---------|-------|---------|-------|
| | 申請人数 | 認可人数 | 申請人数 | 認可人数 |
| 平成 27 年度 | 112 人 | 112 人 | 103 人 | 103 人 |
| 平成 28 年度 | 96 人 | 96 人 | 88 人 | 88 人 |
| 平成 29 年度 | 82 人 | 82 人 | 77 人 | 77 人 |
| 平成 30 年度 | 82 人 | 82 人 | 74 人 | 74 人 |
| 令和元年度 | 75 人 | 75 人 | 66 人 | 66 人 |

7 社会保険労務士に関する業務

(1) 概要

厚生労働大臣が所掌する社会保険労務士法に関する業務のうち、社会保険諸法令に関するものは地方厚生局長に委任されており、その業務は次のとおりです。(労働諸法令に関するものは、都道府県労働局長に委任されています。)

- ① 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する業務報告の徴収及び立入検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ⑤ 社会保険労務士会が社会保険労務士に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力

(2) 根拠法令

- ① 社会保険労務士法 第 10 条の 2、第 24 条、第 25 条の 3 の 2、第 25 条の 4、第 25 条の 47、第 25 条の 49、第 30 条
- ② 社会保険労務士法施行規則 第 22 条の 2、第 34 条

(3) 実績

令和元年度における案件はありません。（「社会保険労務士会の会員数」は参考資料 1（5）参照）

8 年金委員の委嘱・解嘱に関する業務

(1) 概要

年金委員は日本年金機構法に基づき、厚生年金保険の適用事業所の事業主の推薦（以下、「職域型」という。）または市町村長等の推薦（以下、「地域型」という。）によって、厚生労働大臣が委嘱します。

地方厚生局は、日本年金機構地域代表年金事務所（仙台東年金事務所）から提出される年金委員の委嘱等に関する手続、委員名簿の管理や日本年金機構地域代表年金事務所（仙台東年金事務所）への指示・伝達等の業務を実施しています。

(2) 根拠法令等

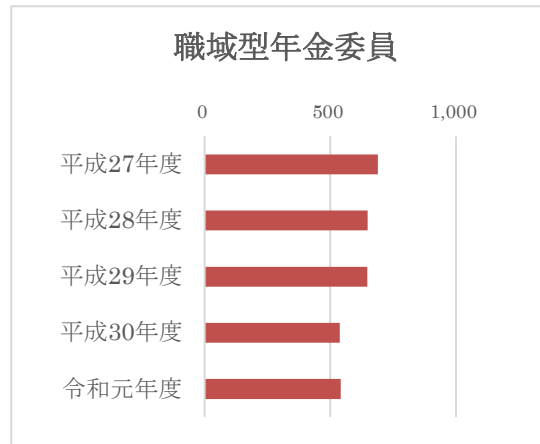
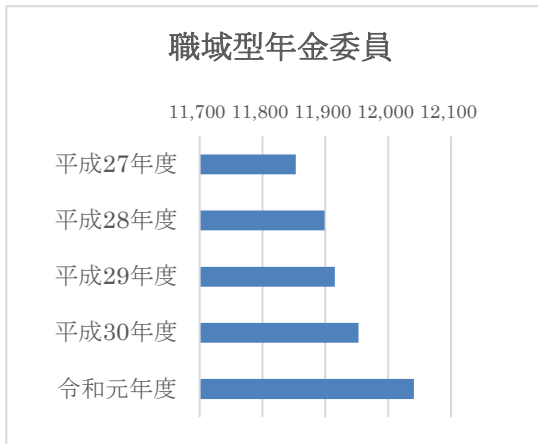
- ① 日本年金機構法第 30 条
- ② 日本年金機構の業務運営に関する省令第 4 条

(3) 実績

- ・東北管内の年金委員（令和 2 年 3 月 31 日現在）（「年金委員県別委員数」は参考資料 1（6）参照）

| 区 分 | 年金委員数 |
|-------|----------|
| 職 域 型 | 12,041 人 |
| 地 域 型 | 541 人 |
| 計 | 12,582 人 |

| 区 分 | 職域型 | 地域型 | 計 |
|--------|---------|------|---------|
| 平成27年度 | 11,853人 | 689人 | 12,542人 |
| 平成28年度 | 11,899人 | 649人 | 12,548人 |
| 平成29年度 | 11,915人 | 647人 | 12,562人 |
| 平成30年度 | 11,953人 | 538人 | 12,491人 |
| 令和元年度 | 12,041人 | 541人 | 12,582人 |



9 年金委員功労者厚生労働大臣表彰

(1) 概要

年金委員として、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した者に対して、その功績を称え労苦に報いること、及び政府管掌年金事業の一層の推進を図るため、厚生労働大臣が表彰状を授与するものです。

(2) 根拠法令等

- ① 年金委員功労者厚生労働大臣表彰の実施について
(平成 25 年 6 月 28 日付け年発 0628 第 2 号厚生労働省年金局長通知)

(3) 実績

令和元年度東北管内の受賞者数（「令和元年度年金委員功労者厚生労働大臣表彰者県別数」は参考資料 1（7）参照）

| 東北管内 | 人数 |
|------|-----|
| 6 県 | 9 人 |

10 学生納付特例事務法人の指定等に関する業務

(1) 概要

学生納付特例事務法人は、大学や専門学校等が学生・生徒である国民年金第 1 号被保険者の委託を受けて、保険料の学生納付特例申請に関する事務を代行するもので、厚生労働大臣の指定等が必要です。

地方厚生局は、学生納付特例事務法人の指定の決定、教育施設の確認、取消等の業務を実施しています。

(2) 根拠法令

- ① 国民年金法第 109 条の 2 の 2、第 109 条の 9
- ② 国民年金法施行規則第 83 条の 4

(3) 実績

令和元年度は、3法人の指定を行っています。

(4) 東北管内の学生納付特例事務取扱教育施設数及び学生納付特例事務法人数

(「学生納付特例事務法人」は参考資料1 (8) 参照)

(令和2年3月31日現在)

| 指定・確認学校数 | 教育施設 | 事務法人 | 合計 |
|----------|------|------|---------|
| 施設・法人数 | 12施設 | 38法人 | 50施設・法人 |
| 学校数 | 12校 | 53校 | 65校 |

11 保険料納付確認団体の指定等に関する業務

(1) 概要

保険料納付確認団体は、同種同業者の団体が厚生労働大臣の指定を受け、この団体を通して、会員である国民年金第1号被保険者が、自分の保険料納付状況を定期的に確認する仕組みです。

地方厚生局は、団体の指定のほか、不適切な事務処理があった場合の改善命令や指定の取り消し等の業務を実施しています。

(2) 根拠法令

- ① 国民年金法第109条の3、第109条の9
- ② 国民年金法施行規則第83条の6

(3) 実績

令和元年度は、新たに指定等を行った団体はありません。

(4) 東北管内の保険料納付確認団体数(令和2年3月31日現在)

3団体(「保険料納付確認団体」は参考資料1 (9) 参照)

12 国民年金等事務費交付金に関する業務

(1) 概要

市町村が行う基礎年金、老齢福祉年金及び特別障害給付金に係る事務は、市町村が法律によって定められている事務(以下、「法定受託事務」という。)と、法律に定めがないものの公的年金制度の円滑な実施のために厚生労働省、日本年金機構及び市町村が協力して実施する事務(以下、「協力・連携事務」という。)に分けられます。

国民年金等事務費交付金は、これらの事務に要した費用を市町村へ交付するものであり、市町村から、地方厚生局を経由して厚生労働大臣に交付申請することとされています。

(2) 根拠法令等

- ① 国民年金法 第 86 条、第 109 条の 9
- ② 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令
- ③ 国民年金の事務費交付金の算定に関する省令
- ④ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 第 20 条
- ⑤ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令
- ⑥ 国民年金等事務費交付金等交付要綱

(3) 実績

令和元年度交付額（「国民年金等事務費交付金交付額」は参考資料 1（10）参照）

① 法定受託事務（基礎年金・福祉年金・特別障害給付金）

| 市町村数 | 交付決定額 | 内 訳 | |
|------|-------------|--------------|------------|
| | | 概算交付額 | 精算交付額 |
| 227 | 13 億 662 万円 | 7 億 9,920 万円 | 5 億 742 万円 |

(注) 金額は一万円未満を切り捨てた数値。

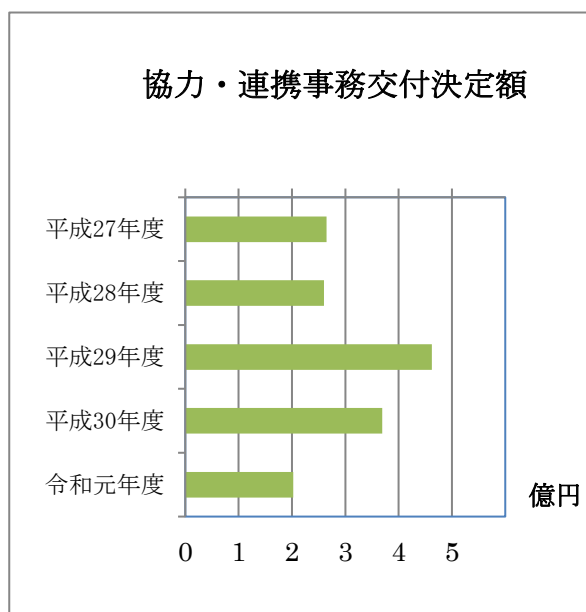
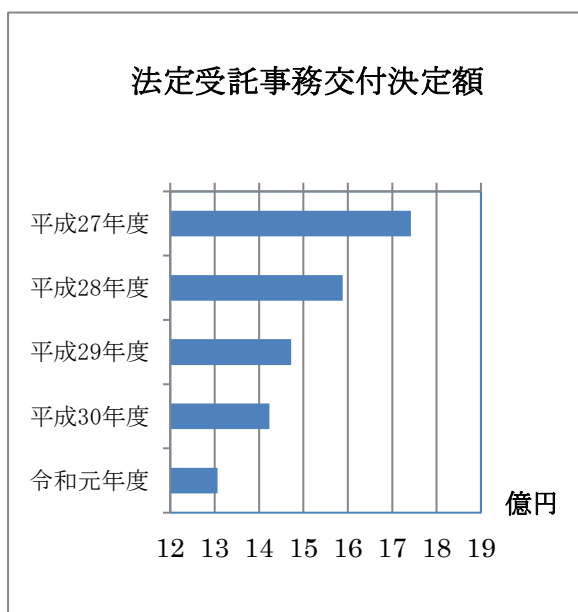
(注) 金額について一万円未満を切り捨てていることから計が不一致。

② 協力・連携事務

| 市町村数 | 交付決定額 | 内 訳 | |
|------|------------|----------|--------------|
| | | 概算交付額 | 精算交付額 |
| 227 | 2 億 243 万円 | 7,730 万円 | 1 億 2,512 万円 |

(注) 金額は一万円未満を切り捨てた数値。

(注) 金額について一万円未満を切り捨てていることから計が不一致。



13 年金生活者支援給付金に関する業務

(1) 概要

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、福祉的な給付措置として年金に上乗せして支給するものです。

平成 24 年 11 月 26 日に法律が公布され、令和元年 10 月 1 日に施行されました。

市町村が行う年金生活者支援給付金に係る事務は、国民年金等事務費交付金の場合と同様に、法定受託事務と、協力・連携事務に分けられます。

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金は、これらの事務に要した費用を市町村へ交付するものであり、市町村から、地方厚生局を経由して厚生労働大臣に交付申請することとされています。

(2) 根拠法令等

- ① 平成 24 年 11 月 26 日法律第 102 号年金生活者支援給付金の支給に関する法律 第 27 条、第 38 条、第 39 条
- ② 平成 31 年政令第 141 号年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令
- ③ 平成 31 年厚生労働省令第 66 号年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の規定に基づき、年金生活者支援給付金の事務費交付金の算定に関する省令
- ③ 令和元年度年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付要綱

(3) 実績

令和元年度交付額（「年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金額」は参考資料 1（11）参照）

| 市町村数 | 交付決定額 | 内 訳 | | |
|------|----------|----------|----------|----------|
| | | 法定受託事務 | 協力・連携事務 | 特別事情分 |
| 226 | 7,532 万円 | 1,329 万円 | 4,025 万円 | 2,177 万円 |

(注) 金額は一万円未満を切り捨てた数値。

(注) 金額について一万円未満を切り捨てていることから計が不一致。

(注) 「法定受託事務」及び「協力・連携事務」は平成 31 年 4 月～令和 2 年 1 月における経費（実績額）。
「特別事情分」は令和 2 年 2 月～3 月における経費（見込額）。